

第76回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時:令和6年(2024年)11月20日(水) 10:00~12:00

場所:大津合同庁舎7階 7-A 会議室

■議事概要(3件)

- ・滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について
委員の互選により、萩原委員が会長に決定
- ・滋賀県景観審議会専門部会の所掌事務等について
別紙1のとおり決定
- ・景観法第16条に規定する勧告の運用について
運用基準案を作成していくことについて承認

■報告(1件)

- ・しがのフォトコン2024!について「滋賀の眺望景観ビューポイント賞の創設」

■出席者:

1. 市川委員、江竜委員、小川委員、黒坂委員、小林委員、高見委員、寺井委員、仁木委員、萩原委員、山口(敬)委員、横江委員、横山委員(13名中12名出席 欠席:山口(美)委員)
2. 事務局6名
3. 傍聴者0名

■議事に対する質疑応答

滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について

事務局	<p>全委員 13 名中 12 名の方に出席いただいております、定足数を満たすことから本日の会議が成立することをお伝えします。</p> <p>まず、会長及び会長代理の選出について決議をお願いします。選出の後、会長は前の会長の席へ御移動をお願いします。</p> <p>風景条例施行規則第 23 条の規定では、委員の互選により会長を選出していただくこととなっております。何か御意見等ありますか。</p>
	(意見無し)
事務局	<p>御意見がないようですので、事務局案として説明させていただきます。</p> <p>第 15 期で会長代理を務めていただきました萩原委員が、今期もこの審議会の委員を務めていただいておりますので、萩原委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。</p>
	(異議なし)
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、萩原委員、会長席のほうへお願いしたいと思います。</p> <p>会長が選出されましたので、これからの議事進行につきましては萩原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
萩原委員	<p>皆様のお助けをいただきながら議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、議事を進めさせていただきます。議題第1号の会長代理について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>会長代理は風景条例の施行規則第 23 条第3項で会長の指名により定めることとなっております。会長より指名をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
萩原委員	<p>事務局から会長代理を指名せよとのことですので、恐縮ではありますが、小林委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

滋賀県景観審議会専門部会の所掌事務等について

事務局	資料3を説明。
委員	事務局から各専門部会の構成委員並びに部会長、部会長代理を指名せよとのことですので、指名させていただきます。案を用意いたしましたので、事務局から資料の配付をお願いいたします。
事務局	(資料配布、委員名読み上げ)
委員	ありがとうございました。改めまして、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

景観法第 16 条に規定する勧告の運用について

事務局	資料4を説明。
委員	資料の記載のとおり、本県では、すでに勧告が規定されている条例がありますが、今回は条例改正ではなく、この運用基準を策定すること。また、スケジュールによると来年度に正式に案が出てくること。これらに対して、意見を聴取するということがよろしいでしょうか。
事務局	運用基準につきましては、次回の景観審議会で案を提示しようと考えています。また、基準案の作成にあたっては、資料の方針のとおり進めるということについて意見を伺いたいと考えています。
委員	それでは、資料のとおり基準案を作成して良いか、ということで決を採る様に進めます。それでは、御意見ありましたら挙手をお願いします。
委員	3点ほど質問させていただきます。 1 点目。スライドの 13 のところで、この審査に不適合だった時に景観審議会の意見を聴くというのは、これは大規模に限らなくても不適合だったら聞くのか。 2 点目。勧告に従わない時の公表はどのようなイメージなのか。 3 点目。勧告に従わなかった場合にも着手は出来てしまうのか。
事務局	1 点目について、大規模建築物等を含め、どの様な場合に景観審議会の意見を聞くのか、今後運用基準として定めたいと考えています。 2 点目について、届出内容を公表することになります。公表方法はホームページ等になると思います。 3 点目について、着手出来てしまいます。
委員	できる規定だから、勧告できるというより、どういう場合に勧告するかの基準を明確化することだと思えますが、罰則のない勧告レベルとはいっても、制裁的公表の意味を持つ氏名の公表も条例で規定していることからすれば、慎重に、その基準を作るべきであり、県の法制課との協議も必要かもしれません。
事務局	基準作成の際には法制担当とも、協議し進めて参ります。
委員	太陽光パネルは、法の抜け穴を通過して施工されています。この事例でも紹介された目隠しがあつたりしますけれども、高い場所から見ていると、いきなり景色が変わるところにも遭遇しています。本当に滋賀の景観を守っていく、この自然豊かな滋賀を守っていくとしていく中では、もっと厳しく取り締まるべきかと思えます。 それと、湖南市の事例なんですけど、某大手企業が看板を立てる時に、市は文字と背景色を反転するよう勧告したにもかかわらず従わなかった事例があると

	聞いています。法で厳しく取り締まることが、景観を守っていくために必要と思います。
事務局	湖南省の事例については、景観係では把握していませんでした。後日、市に照会して県の事務の参考にしたいと思います。
委員	<p>県としても、グリーゾーンが増えてしまうのは駄目なので、基準でしっかり位置付けていくのは重要。</p> <p>それから、勧告は別に懲罰もなく、着手できてしまう。しかし、制裁的な意味での公表もあり、プラス県として明確な意思表示をすることで、強い規制ではないけれども、規制的な意味合いを持たせることができる。そしてこれを、やり続けると、県のスタンスを示すこともできます。公表の意味をしっかり説明していくようなことが必要と思いました。</p>
委員	今回、太陽光パネルを例示されたわけですが、この対象を広げていくという認識で良いのでしょうか。太陽光パネルだけで議論するのか、そうでないのが気になるところです。
事務局	太陽光パネルは、議論のきっかけになったというだけに過ぎないので、対象として特に太陽光パネルに限定しているというわけではございません。
委員	基準案作成には相当時間がかかるのではと思うのですが、その頃合いを事務局はどう思っているのか。
事務局	県の所管する 6 町域では開発等が盛んでは無く、差し迫った問題もありません。ですので、資料にあるスケジュールも絶対に守らなければならない期限を示しているものではありません。景観審議会での議論を重ね、十分検討した上で、基準を作成したいと考えております。
委員	<p>太陽光発電とかパネルの問題が契機で、要は 16 条の勧告の運用についてということが本質かと思いますが、太陽光発電パネルの規制については、いろいろ皆さん思われるところがありご意見があるようです。一方、資料の後半には、建築物の色彩に関する勧告の例を挙げておられます。大規模は問題で、小規模は問題ないという取り扱いには疑問を感じますが、事例にある太陽光パネルの問題と温度差の全然違う問題かと思います。この勧告の運用についてはほかにも一緒に語っていくと、何かいろいろねじれのようなものが出るんじゃないかという危惧がずっと湧いています。</p> <p>太陽光発電パネルの規制について意見を求められているのか、勧告の運用をどう整理して、どういうことに視点を置いて御意見させていただけばいいのかが、ちょっと不明瞭だなというふうに感じています。</p>
事務局	資料の構成が分かりにくいというところについては、申し訳ございません。事務局としましては、太陽光の規制について議論いただきたい訳ではありません。勧告の運用基準の必要性を感じた事例として、紹介させていただきまし

	<p>た。また、太陽光の景観形成基準につきましては、令和4年に景観計画を改訂しているところです。こちらの内容に問題があって改訂したいというものではありません。</p> <p>今後、勧告していく上で、景観形成基準の取扱い、その事務処理等のルールを策定したいと考えてます。そこで、最後に挙げさせていただいたような方針で基準案をつくりたいと考えており、それに対して御意見をいただきたいということです。</p>
委員	<p>2つあるんですが、景観法の枠組みをはみ出す必要がある場合、はみ出せるものなのかという事です。届出から 30 日以内に勧告しなければならないのに対し、外付けで県の何らかのルールでつくれないのかというのが1つです。</p> <p>それから、もう一つは資料にある勧告までの流れは、景観法の手順に沿ったものになっていると思います。この審査が行政だけで行うこと自体が、ちょっと無理があるといえるのではないのでしょうか。景観というのは、住んでいる人等が快適に思うかとか居心地がいいかとかそういう話がまずあるべきで、行政のみで済ませられるのかと。太陽光のいろいろな地域で問題が起こっているのも、住民が関われない手続の中で知らない間にできてしまうという話ではないかなと。</p> <p>そういう景観法の縛りというのとらわれてしまうと、すごくきちぎちのすごい狭い範囲の議論しかできないのかなというふうに感じています。</p>
委員	<p>私が委員のお話を聞いていて思ったことは、事前相談等の書面を受理する前の段階の時間を十分に確保する工夫です。建築確認申請等で、事前の相談受付などされている自治体もたくさんおられると思います。そういったノウハウをこうした場面でも、ルールづくりに埋め込んでいただければと思います。</p>
委員	<p>事例の太陽光の問題というのは、例えば目隠しで対応するとなっていますけれども、例えば地形に高低差があったりすると、どうしても丸見えになったりして、目隠しだけでは対応できない、そもそも、こういう太陽光の問題は景観形成基準だけで対応できるような問題ではないところが、まず背景にあるのかなと考えています。</p> <p>例えばA、Bのケースがあった時に、Bのケースより大きいインパクトけれども、ちょっと目隠ししているがすごく大きい影響を与えるというケースが勧告されずにAのケースが勧告されるようなことが発生するようことがあるので、そういった意味での定性基準、今回の太陽光の問題というのは難しいかなと、1点意見を述べさせていただきます。</p> <p>次に、運用策定の方針ですが、個人の意見としては本当に著しい悪影響を与える時だけ景観審議会の意見を基にこういう勧告的なものをするということになると思います。その時にこの課題の4の届出から 30 日以内が非常に難し</p>

	<p>い。行為の着手を待ってもらうような仕組みが何かできないのかなと思いました。例えば届出して、景観審議会にかけるといいう時に、着手を待機してもらうことはできないか。事前協議というのも1つの方法で、大体どこでもそういう運用しているんですが、事前協議があっても必要があれば待ってもらう。また工事着手の後に勧告するというのは変ですが、こういう問題があったということうまく審議会の中で意見を出してもらって、それを公表するとかも1つの方法かなと思いました。</p>
事務局	<p>勧告というルールにとらわれないやり方というものもあると思ってまして、他市でやっているような通知等々で対応するというやり方も、あると考えております。</p> <p>また 30 日の期間について御指摘があった点ですが、県のほうでも事前相談はしていますが、そのPRが不十分と考えており、PR 方法等別途窓口の土木事務所と協議を進めているところです。</p> <p>事前相談を周知させつつ、勧告について、どうせしないのだろうと思われて着手されると困るので、勧告も必要があればやっていくという姿勢を取っていきたくと考えております。</p>
委員	<p>基準に周辺景観への影響という文言が入っておりますけれども、太陽光パネルのような大規模な事例が今後発生してきますと、近距離では大して影響がないんですけれども、かなりの遠景になった時に、すぐく景観に対する影響が出てくる事例が多分どんどん出てくると思いますので、この周辺景観という辺りを少し丁寧に規定していただけないかなと思いました。</p>
委員	<p>先ほどの委員ともかぶるところはあるかと思うのですが、14 ページのところで、彦根市は周辺景観への影響を検討することは困難であると述べているのに対して、滋賀県はその周辺景観への影響が大きい場合だけを行うとしています。周辺景観への影響の判断が困難であるのだったらどういう時に大きいのか小さいのか、その判断基準はしっかりしないと駄目なのかなと思いました。</p>
委員	<p>定義づけ(判断の基準や運用のあり方)も含め、意見聴取(当審議会の意見や今後の情報収集など)された中で、事務局側でまずは素案をつくっていただきたいということになります。</p> <p>それでは、時間になりつつありますので、運用基準策定方針案について決を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、賛同を頂きましたので、勧告の運用基準の案の作成を認めることとします。次の報告事項に移らせていただきます。</p>

【報告事項】しがのフォトコン 2024！について「滋賀の眺望景観ビューポイント賞の創設」

事務局	資料5を説明。
委員	<p>前期の時にも質問させていただいていたと思うんですけども、なかなか県民の皆さんに周知ができていない。Instagramのほうも発信しておられるということですけども、実際にフォロワー数が 330 という中で、個人でやっているインスタのほうがどんどんフォロワーは増えている状態なんです。何かやりましたという形で終わっているんですが、この先ですよ。ビューポイントが選定されました。では、訪れたいくなるための仕掛けづくりというその辺りまで考えておられるのか。</p> <p>それと、もう一つ、ここ近年、アマチュアのカメラマンさんによるモラルに反する点がございます。地域の中でも、写真を撮りたいがために我こそはということでトラブルも起こっておりますので、フォトコンテストをすることによって、地域の中でのいろんなトラブルも発生していますので、それこそ個人のおうちの中へ踏み込んだりとか、敷地内に入ってきていたりとか、その辺にある樹木等を関係なく踏み潰していくトラブルも発生していますので、フォトコンテストをする中で、ある一方ではやっぱりいろいろ被害があるということも考えた上で、こういったコンテストを開催されるべきだと思います。</p>
事務局	<p>まず1点目、ビューポイントの周知について、この先、どのようなことを考えているのかというところです。Instagramは継続的にやっていますが、フォロワー数は、なかなか増えてはいないという状況です。こちらの方、今後も頑張っ取り組んでいきます。</p> <p>また、ビューポイントにつきましては、県が単独でやっているものではなくて、景観行政団体協議会、県下の景観行政団体が協力して取り組んでいるものですので、市と一緒に考えていくものになります。県の方で考えているものとしては、スタンプラリーや観光モデルルートみたいなものを作成してPRしていく案を持っております。</p> <p>また、滋賀の景観ビューポイントにつきましても、30 か所以外にももっといいところあるよという声はよく聞きますので、ある程度、PR等がうまくいった暁には、ビューポイント数を増やしていきたいとも考えております。</p> <p>次に、フォトコンテストのモラルに反するトラブルについてです。フォトコンテストの主催はびわこビジターズビューローですので、こういった御意見があっても大丈夫なのかとか等の意見を伝えさせていただきます。</p>
委員	<p>私も大学の立場で調査研究させてもらう時、特に風景写真を撮らせてもらうとき、関係団体にお断りを入れながら学生たちが記録するという事はよくあります。そういった際のノウハウ(信頼関係づくりの配慮事項)を県側で見せていくというのもすごく大事です。今後のビューポイントの展開を皆さんと一緒に考えていく枠組みとしても、このフォトコンテストを使っていくというのはとても</p>

意義あることだと思います。

この流れで申しますと、ビジターズビューローさんが囁んでいるということは、各市町の観光協会とも連動しやすいという状況が少しずつでも作れると思いますし、さらに関係性を構築するハブとして県庁が位置づけられると、より良いものになるのではと思います。こうした取り組みが進めば、委員が懸念されている部分も少しずつブラッシュアップしていくのではないかなと個人的には思いました。

それでは、先ほどのフォトコンテスト、翌年の2月5日辺りで、県庁からメール連絡いただくということです。委員の皆様には、できる限り御対応いただければと思います。

それでは、以上で本日の議題が全て終了しましたので、事務局へお返ししたいと思います。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上

別紙 1

◎=部会長、○=部会長代理

専門部会名	氏 名	役 職
広域的景観形成検討専門部会	市川 真理	有限会社 市川工務店 取締役
	小川 慈	公益社団法人滋賀県建築士会 女性委員会 相談役
	黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
	◎ 小林 広英	京都大学大学院 地球環境学堂 教授
	○ 山口 敬太	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授
	山口 美知子	公益財団法人東近江三方よし基金 常務理事
	横山 隆二郎	公募委員

◎=部会長、○=部会長代理

専門部会名	氏名	役職
屋外広告物適正化検討専門部会	江竜 美子	特定非営利活動法人彦根景観フォーラム監事
	高見 恵吾	公募委員
	寺井 純子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長
	○ 仁木 裕美	大阪人間科学大学 子ども教育学科 講師
	◎ 萩原 和	滋賀県立大学 人間文化学部地域文化学科 准教授
	横江 聡子	滋賀県広告美術協同組合

(敬称略 五十音順)